

交通部観光局の海外観光客の誘致拡大事業による個人旅行客の台湾訪問促進のための消費金提供要点

一、交通部観光局（以下本局とする）は、「アフターコロナにおける経済と社会の強靱性強化及び全国民の経済成果共有のための国の特別予算」を執行するにあたり、海外観光客の誘致拡大事業として、消費金により海外からの個人旅行客の台湾訪問を促すため、五十万人分の消費金を運用し本局は各種キャンペーンを行い、海外観光客が旅行の目的地に台湾を選ぶよう促進し、台湾の国内消費を活性化し、観光との相乗効果を高めるため、本要点を制定する。

二、適用対象者：中華民国以外のパスポートで台湾に入国し、三日から九十日間台湾に滞在する者のうち、旅行会社主催のツアーに参加しておらず、かつ旅行会社が本局にほかの団体助成金を申請していない者。

三、消費金は一人あたり五千元とし、その提供数量は2023年は二十五万人分、2024年は十五万人分、2025年は十万人分とし、本局は市場の状況に応じて提供数量を調整できるものとする。

四、消費金抽選受付期間は2023年5月1日から2025年6月30日までとする。但し、該当年の規定数量に達した場合はその提供を停止するものとする。

五、適用対象者は台湾入国前に本局が指定するキャンペーンサイト、または協力企業のプラットフォームで条件確認後、登録を行った場合に限り、抽選キャンペーンに参加できるものとする。前項の詳細については、本局が改めて公布するものとする。

六、当選者は「電子マネー」または「宿泊割引クーポン」のいずれかを選び、本局指定の空港、または場所のカウンターにて、関連証明書類を提示し、消費金一人分を受け取ることができるものとする。

七、消費金利用方法：

(一)「電子マネー」は電子マネーサービスを提供する事業者が認めた台湾国内の加盟店での少額決済に利用できるものとする。但し、一回あたりの利用限度額は千五百元、一日あたりの利用限度額は三千元とする。

(二)「宿泊割引クーポン」は一千元相当分の割引クーポン五枚とし、当選者本人に限り利用できるものとする。但し、一枚の割引クーポンは一回のみ利用できるものとし、おつりの返金、転売はできないものとする。なお、利用可能な宿泊施設は、本要点の対象宿泊施設として登録し、かつ観光旅館業の営業許可を取得している台湾国内の観光旅館、または登録証を取得している台湾国内の旅館、民宿とする。

(三)消費金は現金への換金、または商品券、現金券、あるいはその他の電子、磁気、光学などの方式を採用したプリペイドカードのチャージ金への交換はできないものとする。また、相殺、差し押さえ、担保、強制執行の対象にはできないものとする。

八、適用対象者が抽選登録、またはキャンペーンに参加する場合、その登録情報は正確かつ事実であることを保証するものとし、虚偽または誤りにより抽選に参加できない、あるいは消費金が受け取りできなかった場合、当局は一切の責任を負わないものとする。また、第三者の個人情報を利用した場合、法的責任を負うものとする。

九、本局が本要点の関連行政業務を執行するにあたり、関連機関、法人、協会に業務を委託できるものとする。